

小城市水道事業漏水減免規定

水道料金の減免について

小城市水道事業では、宅地内の漏水があったとき、使用者の負担を軽くするために水道料金の減免を行っています。

ただし、次のような場合は減免の対象になりませんのでご注意ください。

- 不正な給水装置による漏水の場合
- 漏水の疑い、及び漏水が確認されているにもかかわらず、正当な理由無く修理・その他の処置を怠っている場合
- 太陽熱温水器、トイレのロータンク等の特殊器具、給湯配管、旧井戸配管、及び給水装置工事申請に含まれない箇所からの漏水の場合
- 露出配管（鋼管で配管工事をされ、尚且つ保護被覆されたもの以外）からの漏水の場合
- 使用者の不注意による漏水の場合

* 上記に該当しない場合でも、所定の手続きをとらなければ減免にはなりませんのでご注意ください。

《減免の手続き方法》

漏水箇所・原因が減免の対象だった場合は、「水道料金減免・還付申請書」に必要事項を記入し、小城市水道課までご提出ください。※申請には工事前、工事後の写真添付が必要です。（A4用紙へのカラー印刷で結構です。）工事業者の方に依頼してください。

この申請書は、小城市水道事業指定工事店が修理を行った際に、漏水修理証明書と一緒に発行します。申請後、所定の審査を経て減免の可否及び還付方法を書面で通知いたします。

《どのくらい減免されるか？》

減免後の請求水量は、認定漏水月の前3ヶ月の使用水量を平均した水量となります。算出した平均に立方メートル未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てとなります。※減免は1ヶ月分のみです。

ただし、管理者が認めた場合は平均を別の月に求めることもあります。